令和８年度　自衛消防業務新規講習の手引き（第３４回）

この手引きは、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第８条の２の５及び同法施行令（昭和３６年政令第３７号）第４条の２の８の規定に基づく自衛消防業務新規講習を受講しようとする皆さんに、講習の内容を正しく理解して、受講申込等の手続きを適正に行っていただくためのものです。

平成１９年６月の消防法改正により、大規模建築物等については、自衛消防業務講習の修了者等を統括管理者及び本部隊の各班の班長として配置した自衛消防組織の設置が義務付けられました。

自衛消防組織は一定の設備・資機材等を備え、地震、火災等の発生時において、初期消火、消防機関への通報、在館者の避難誘導など災害による被害の軽減を図るための組織です。

目　次

１　講習日時及び講習会場
２　申込み受付期間及び受付窓口
３　申込みに必要な書類等
４　受講条件等（テキスト代）
５　受講申込書の記載要領
６　受講上の注意
７　講習日当日の準備物
８　講習の内容（講習科目及び時間割表）
９　効果測定
10　自衛消防組織の設置が必要な大規模建築物等
11　５年ごとの再講習
12　個人情報の取扱い
13　その他

高松市消防局

１　講習日時及び講習会場

講習会名	講習日時	講習会場
第３４回	令和８年９月４日（金） ８：５５～１７：００	**高松市役所**　１３階　大会議室 高松市番町一丁目８－１５
	令和８年９月８日（火） ８：５５～１６：１０	**香川県消防学校**２階・香川県防災センター 高松市生島町６８９－１１

※高松市消防局予防課のホームページでも閲覧できます。

【講習の御案内ホームページURL】
https[://]www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/shobo/shobo/shobokyoku/kakuka/yobouka/20240125155011432.html

２　申込み受付期間及び受付窓口

受付期間	令和８年７月１日（水）から７月２４日（金）まで
受付窓口	高松市消防局　予防課　　０８７－８６１－１５０４

次ページ５の記載要領を参考に受講申込書へ記載して、**写真を貼付のうえ、令和７年７月２４日（金）までに**受講申込書を下記の申込先へ**郵送又は電子メール**でお申し込みください。

郵送の場合は、当日消印有効です。

電子メールの場合は、件名に「自衛消防業務新規講習　申込み」と表記してください。

※申込書はデータ管理の原本となりますので、楷書で正確にもれなく記入してください。
　特に氏名の旧字体等の記載は注意してください。

【申込先】
〈郵　送〉
〒７６０－８５７１
高松市番町一丁目８番１５号　防災合同庁舎５階
高松市消防局　予防課宛
〈メールアドレス〉
yobou_119@city.takamatsu.lg.jp

3　申込みに必要な書類等

（１）	自衛消防業務新規講習受講申込書 （科目免除を希望する場合は該当する証明書を貼付）
（２）	写真１枚（申込書に貼付） ６か月以内に撮影したもので、縦3.0ｃｍ、横2.4ｃｍの大きさのもの。 デジタルカメラ等で撮影し、プリントアウトしたものでも可。 裏面に氏名、生年月日を書いてください。

4　受講条件等（テキスト代）

（１）　受講するための条件として、講習テキスト（金額は７，０００円）を購入していただくことになりますが、講習日の受付時に会場で現金販売いたしますので、金額を間違われないように御準備ください。

なお、テキストの販売事務は、一般社団法人香川県消防設備協会に委託しています。

（２）　領収証は受講者お一人ずつのお渡しとなります。

5　受講申込書の記載要領

６　受講上の注意

（１）　講習会場である高松市役所及び香川県消防学校への問合せは御遠慮ください。

（２）　**講習会場への入場は、**会場の都合上**８：３０以降**にお願いします。

（３）　当日、欠席の場合は、高松市消防局　予防課（０８７－８６１－１５０４）へ必ず連絡してください。

（４）　講習科目を全時間完全に受講しなければ、効果測定は受けられません。

７　講習日当日の準備物

（１）　テキスト購入代金（７，０００円）※電子マネー等には対応できません。

（２）　筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しごむ等）

（３）　動きやすい服装及び運動靴（２日目の実技訓練に必要です。）

（４）　２日目の会場（香川県消防学校）付近に食堂はありませんので、昼食等は各自で準備してください。

（５）　２日目の実技訓練の際に使用する軍手とヘルメットは当局で準備しますが、他の受講者との共用となりますので、必要な方は各自で準備してください。

８　講習の内容

自衛消防業務新規講習

（１）講習は、２日間実施されます。

※科目免除ありの受講者は、２日目（実技訓練）のみ。

（２）講習科目と時間割は、次表のとおりです。

（３）講習終了後、効果測定が行われます。

講習科目及び時間割表　（時間割は変更することがあります。）

日　程	時　　間	講 習 科 目 等
１日目	８：３０～　８：５０	受　付
	８：５５～　９：００	事前説明
	９：００～１２：００	防火管理及び防災管理の意義及び制度
	１２：００～１３：００	昼　食
	１３：００～１６：００	自衛消防組織並びにその統括管理者及び その要員の役割と責任
	１６：００～１７：００	防災設備等に関する知識
２日目	８：４０～　８：５０	受　付
	８：５５～　９：００	事前説明
	９：００～１２：００	防災設備等の取扱い並びに自衛消防組織の 統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練

	１２：００～１３：００	昼　食
	１３：００～１４：００	防災設備等の取扱い並びに自衛消防組織の 統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練
	１４：００～１５：００	総合訓練(実技試験)
	１５：１０～１６：１０	効果測定　※修了証を交付して終了

※科目免除ありの受講者とは、甲種防火管理者講習及び防災管理新規講習を修了した者をいう。

９　効果測定

（１）　効果測定は「法令関係（防火管理及び防災管理の意義及び制度、自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任、防災設備等に関する知識)」、「自衛消防組織の訓練関係（防災設備等の取扱い並びに自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練)」に２分類して、それぞれ６問ずつ合計１２問を出題し、分類ごとに５０％以上で、全体の出題数の７０％以上正解した者を合格とします。

（２）　効果測定は、科目免除された方もすべての問題を解答していただく必要があります。

（３）　効果測定に合格した方には、修了証を交付します。

（４）　再度必要な科目講習

効果測定で不合格になった場合には、効果測定後に、再度必要な科目の講習（補講）を受けていただきます。

10　自衛消防組織の設置が必要な大規模建築物等

自衛消防組織を置かなければならない防火対象物は、以下の⑴から⑶までのいずれかに該当するものとされました。

（１）　消防法施行令別表第一に掲げる以下の用途に供される防火対象物で、規模の要件のいずれかに該当するもの。

用　　途
劇場等（１項)、風俗営業店舗等（２項)、飲食店等（３項)、百貨店等（４項)、ホテル等（５項イ)、病院・社会福祉施設等（６項)、学校等（７項)、図書館・博物館等（８項)、公衆浴場等（９項)、車両の停車場（１０項)、神社・寺院等（１１項)、工場等（１２項)、駐車場等（１３項イ)、その他の事業場（１５項)、文化財である建築物（１７項) （共同住宅等（５項ロ)、格納庫（１３項ロ)、倉庫（１４項）は含まれない。）
規　　模（地階を除く）
（イ）　階数が４階以下の防火対象物　→　延べ面積　５万㎡以上
（ロ）　階数が５階以上１０階以下の防火対象物　→　延べ面積　２万㎡以上
（ハ）　階数が１１階以上の防火対象物　→　延べ面積　１万㎡以上

（２）（１)に掲げる用途に供される部分が存する複合用途防火対象物（１６項）で、（１）の規模の要件のいずれかに該当するもの（階数については、（１）の用途に供する部分のうち最も高い部分の階数で、面積については、（１）の用途に供される部分の床面積の合計で、それぞれ判断する。）
（３）　延べ面積１，０００㎡以上の地下街（１６項の２）

11　５年ごとの再講習

近年、技術の急激な進歩に伴い防災管理対象物も大規模及び深層化し、災害発生危険も複雑多様化するなかで、防災管理のあり方や法規制においても変化し改正されていきます。これらに対応した的確な最新の知識・技術を得るため、自衛消防業務新規講習の課程を修了した方は、当該講習の課程を修了した日以後における最初の４月１日から５年以内に再講習の課程を修了しなければならないとされています（平成２０年消防庁告示第１４号及び１５号、改正平成２３年消防庁告示第８号)。

なお、再講習の課程を修了しなければ、自衛消防組織の統括管理者及び本部隊の班長（消防法施行規則第４条の２の１１の第１号から第４号に規定する班長）の任に就くことができません。

12　個人情報の取扱い

受講申込書に御記入いただいた情報は、自衛消防業務講習事業における名簿等の資料の作成、自衛消防業務講習修了証及びデータベースに利用し、それ以外には利用いたしません。

13　その他

マスクの着用（感染症対策）については、個人の判断を基本としますが、講習中は人との距離が密になる可能性があることから、マスクの着用を推奨いたしますとともに、手洗いや消毒等の対策をお願いします。